

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1101	幼稚園数		
E110101	幼稚園数（国立）	園	5月1日
E110102	幼稚園数（公立）		
E110103	幼稚園数（私立）		

定義 幼稚園数とは、学校基本調査にいう「幼稚園数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する幼稚園の数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立、私立に分けられる。この場合、公立とは、都道府県、市区町村又はこれらの団体で組織する一部事務組合が設置したものである。

なお、分園も1園として計上される。

参考事項

参照法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1201	幼稚園学級数	学級	5月1日
E120101	幼稚園学級数(国立)		
E120102	幼稚園学級数(公立)		
E120103	幼稚園学級数(私立)		

定義 幼稚園学級数とは、学校基本調査にいう幼稚園の「学級数」をさす。これは、5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続を完了している幼稚園の学級である。

注意事項 学級内園児数が0人の学級もここに含まれる。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1301	幼稚園教員数	人	5月1日
E130101	幼稚園教員数(男)		
E130102	幼稚園教員数(女)		
E1302	幼稚園教員数 (養護教諭・養護助教諭)		
E130201	幼稚園教員数 (養護教諭・養護助教諭)(男)		
E130202	幼稚園教員数 (養護教諭・養護助教諭)(女)		
E1303	幼稚園教員数(教育補助員)		
E130301	幼稚園教員数(教育補助員)(男)		
E130302	幼稚園教員数(教育補助員)(女)		

定義 ここでいう「幼稚園教員数」とは、学校基本調査にいう幼稚園における「教員数(本務者)」と「教育補助員(本務者)」を合計したものをさす。

この本務の教員とは、原則として辞令の交付を受けたものでこれを職名別にみると、園長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び教育補助員から成る。

なお、退職者、産休者及び育児休業者、並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

ここでは、男女別に、これらを合計したもの、養護教諭と養護助教諭を合計したもの及び教育補助員をそれぞれ収集対象としている。

参考事項

1 職名別教員

- (1) 教頭、教諭、助教諭、講師とは、幼稚園教諭免許状又は同助教諭免許状を有する者である。
- (2) 養護教諭、養護助教諭とは、養護教諭免許状又は同助教諭免許状を有する者である。
- (3) 教育補助員とは、園長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師のいずれにも該当せず、教育活動の補助に当たっている者である。

2 本務と兼務の区別

本務か兼務か辞令面ではっきりしない場合は、俸給(給料又はこれに相当するものを含む。)を支給されている幼稚園を本務とし、それ以外は兼務とする。(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とし、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とする。)常勤の講師が2以上の学校に勤務している場合も、上記により本務・兼務を区別する。非常勤の講師は、兼務者として扱う。

(続く)

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1401	幼稚園定員数	人	5月1日
E140101	幼稚園定員数(国立)		
E140102	幼稚園定員数(公立)		
E140103	幼稚園定員数(私立)		

定義 幼稚園の定員数とは、学校基本調査にいう「認可定員数」をさす。これは、幼稚園の定員として都道府県から認可を受け、又は届け出た上で学則(園則)に記載されている総収容定員である。したがって、募集停止及び在園者がいない場合でも定員は計上される。

なお、定員が年齢別又は教育期間別に認可されている場合には、これらを合計した総収容定員が定員となる。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1501	幼稚園在園者数	人	5月1日
E150101	幼稚園在園者数(3歳児)		
E150102	幼稚園在園者数(4歳児)		
E150103	幼稚園在園者数(5歳児)		
E150104	幼稚園在園者数(男)		
E150105	幼稚園在園者数(女)		
E1502	幼稚園在園者数(公立)		
E150201	幼稚園在園者数(公立)(3歳児)		
E150202	幼稚園在園者数(公立)(4歳児)		
E150203	幼稚園在園者数(公立)(5歳児)		
E150204	幼稚園在園者数(公立)(男)		
E150205	幼稚園在園者数(公立)(女)		

定義 幼稚園の在園者数とは、学校基本調査にいう「在園者数」をさし、5月1日現在当該幼稚園の在園者として指導要録が作成されている者の数である。

ここでは、年齢別(3歳、4歳、5歳)、性別(男、女)に、国立、公立及び私立の在園者を合計したものと、公立の在園者をそれぞれ収集対象としている。

なお、年齢は4月1日現在の満年齢である。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E1601	幼稚園修了者数	人	3月
E160101	幼稚園修了者数(男)		
E160102	幼稚園修了者数(女)		

定義 修了者数とは、学校基本調査にいう「修了者数」をさす。これは、小学校（盲学校・聾学校・養護学校小学部を含む）に入学するため当年3月に幼稚園を修了した者の数である。

なお、就学猶予の手続きをとり、引き続いて在園している者はここには含まれない。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2101	小学校数	校	5月1日
E210101	小学校数（国立）		
E210102	小学校数（公立）		
E2101021	小学校数（公立） （へき地等指定校数）		
E210103	小学校数（私立）		
E3101	中学校数		
E310101	中学校数（国立）		
E310102	中学校数（公立）		
E3101021	中学校数（公立） （へき地等指定校数）		
E310103	中学校数（私立）		

定義 小（中）学校数とは、学校基本調査にいう「小（中）学校数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する小（中）学校の数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立、私立に分けられる。

小（中）学校数を算定するに当たっては、分校も1校として、また、小学校と中学校等とが併設されている場合もそれぞれを1校として計上される。

ここでは、国立、公立、私立別小（中）学校数とこれらを合計した小（中）学校数のほか、公立小（中）学校のうち、へき地等指定校数も収集対象としている。

注意事項 2以上の市区町村で設立している組合立の学校の場合は、学校の所在地が属する市区町村の学校としてとらえる。

参考事項

- 1 へき地等指定校とは、へき地教育振興法及び各都道府県の条例（規則）によって指定された学校をいう。
- 2 学校教育法第1条及び同法第2条は、E1101（443ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2201 E3201	小学校校地面積（公立） 中学校校地面積（公立）	千㎡	5月1日

定義 校地面積とは、建物敷地（校舎，屋内運動場，寄宿舍及び教職員住宅敷地をいう。），屋外運動場及び実験実習地のすべての面積を合計したものである。

借用分，校舎間の空地，花壇等もここに計上される。

なお，屋外運動場，実験実習地及び建物敷地・その他は次のとおりである。

- 1 屋外運動場とは，フィールド，トラック，諸コート，その他屋外運動場として使用する周囲の部分を用いる。屋上を運動場として若干の設備を施して使用していても，これは屋外運動場とはみなさない。
- 2 実験実習地とは，実験実習に使用する耕地，牧場，演習林等をいう。
- 3 建物敷地・その他とは，屋外運動場及び実験実習地以外の土地をいう。校舎間の空地，花壇，教職員住宅敷地やがけ地等を含む。

注意事項 小学校と中学校，あるいは中学校と高等学校が併設されている場合の校地面積は，専用する部分の校地面積はそれぞれの専用する学校に分けて計上されるが，共用部分については上級学校に計上している。

参考資料名 業務資料

機関名 都道府県

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2202 E3202	小学校校舎面積（公立） 中学校校舎面積（公立）	m ²	5月1日

定義 ここでいう校舎面積とは、公共施設状況調にいう「校舎面積」をさす。

この校舎面積は、学校基本調査と同一の定義及び時点で把握されたものである。ちなみに学校基本調査で「校舎」とは、普通教室、特別教室、図書室、遊戯室等児童生徒の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、教科外活動等を行う室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科附属室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、階段、昇降口、渡り廊下（腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下は除く。）等の通路部分をいい、屋内運動場及び寄宿舍は含まない。

なお、災害復旧、増改築などに対処するため、一時的に使用している仮設校舎や借用している校舎、建物に固着している部分（出窓、ひさし、濡れ縁の類、非常階段等）及び建物以外の工作物（自転車置場等）は含まれない。

参考事項 小学校と中学校、あるいは中学校と高等学校が併設されている場合の校舎面積の計上については、E2201（451ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2203 E3203	小学校木造校舎面積（公立） 中学校木造校舎面積（公立）	m ²	5月1日

定義 ここでいう木造校舎面積とは、公共施設状況調にいう校舎の延面積から非木造校舎面積を差し引いたものである。

非木造とはその建物の主要構造部が、コンクリート、コンクリートブロック、煉瓦、石材等木材以外のもので建築されているものをいう。

参考事項 小学校と中学校が併設されている場合の木造校舎面積の計上については、E2201（451ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2204 E3204	小学校屋外運動場面積（公立） 中学校屋外運動場面積（公立）	千㎡	5月1日

定義 屋外運動場面積とは、校地のうち、フィールド、トラック及びテニスコートなどの屋外運動場の面積であり、屋外プールは含んでいない。

なお、屋上を運動場として若干の設備を施して使用していても、これは屋外運動場とはみなさない。

参考事項 小学校と中学校、あるいは中学校と高等学校が併設されている場合の屋外運動場面積の計上については、E2201（451ページ）を参照のこと。

参考資料名 業務資料

機関名 都道府県

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2205 E3205	小学校屋内運動場面積（公立） 中学校屋内運動場面積（公立）	m ²	5月1日

定義 ここでいう屋内運動場面積とは、公共施設状況調にいう「屋内運動場面積」をさす。

この屋内運動場面積は、学校基本調査と同一の定義及び時点で把握されたものである。ちなみに学校基本調査で「屋内運動場」とは、屋内で運動を行うための室、これに附属する控室、器具室、便所等及びそれらに附随する玄関、昇降口、渡り廊下（腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下は除く。）等の通路部分をいう。

参考事項 小学校と中学校、あるいは中学校と高等学校が併設されている場合の屋内運動場面積の計上については、E2201（451ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2206	小学校屋内運動場保有校数 (公立)	校	5月1日
E3206	中学校屋内運動場保有校数 (公立)		

定義 屋内運動場保有校数とは、公共施設状況調にいう「屋内運動場設置学校数」をさす。

注意事項 小学校と中学校が併設され、その施設（屋内運動場、屋内プール）を共用している場合は中学校が保有するものとしている。

なお、校外にある市町村営の施設（学校の所有には属さないもの）を、近くの学校が管理又は使用している場合は、当該学校の保有とはみなされていない。

参考事項

- 1 屋内運動場については、E2205（455ページ）を参照のこと。
- 2 2以上の市区町村で設立している組合立の学校の場合は、学校の所在地が属する市区町村の学校としてとらえる。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2207 E3207	小学校プール保有校数（公立） 中学校プール保有校数（公立）	校	5月1日

定義 プールの保有校数とは、公共施設状況調にいう「学校プール設置学校数」をさす。この学校プールの把握に当たっては、屋内・屋外の別、水面面積の大小は問わない。

なお、ビニール等の簡易な材料を用いて設置するいわゆる簡易プールは含まれていない。

参考事項 小学校と中学校が併設されている場合のプール保有校の計上については、E2206（456ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2301	小学校学級数	学級	5月1日
E230101	小学校学級数(国立)		
E230102	小学校学級数(公立)		
E2301021	小学校学級数(単式学級)(公立)		
E2301022	小学校学級数(複式学級)(公立)		
E2301023	小学校学級数(特殊学級)(公立)		
E230103	小学校学級数(私立)		
E3301	中学校学級数		
E330101	中学校学級数(国立)		
E330102	中学校学級数(公立)		
E3301021	中学校学級数(単式学級)(公立)		
E3301022	中学校学級数(複式学級)(公立)		
E3301023	中学校学級数(特殊学級)(公立)		
E330103	中学校学級数(私立)		

定義 学級数とは、学校基本調査にいう「学級数」をさす。この学級数は、5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手續を完了している当該学校の学級数である。

ここでは、学級数の総数のほか、単式、複式及び特殊の学級数も収集対象としている。

この場合、単式学級とは同一学年の児童(生徒)のみで編制している学級を、複式学級とは2以上の学年の児童(生徒)を1学級に編制している学級をそれぞれいう。また、特殊学級とは、学校教育法第75条第1項の規定により単式学級、複式学級とは別に設置されたものをいう。

参考事項

参照法令

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第75条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

(続く)

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2401	小学校教員数	人	5月1日
E240101	小学校教員数(男)		
E240102	小学校教員数(女)		
E2402	小学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)		
E240201	小学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(男)		
E240202	小学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(女)		
E3401	中学校教員数		
E340101	中学校教員数(男)		
E340102	中学校教員数(女)		
E3402	中学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)		
E340201	中学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(男)		
E340202	中学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(女)		

定義 教員数とは、学校基本調査にいう小学校及び中学校における「本務の教員数」をさす。

この本務教員は、原則として辞令の交付を受けたもので、これを職名別にみると、校長，教頭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭及び講師から成る。

なお、休職者，産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

ここでは、男女別に、職名別教員数を合計したもの，養護教諭，養護助教諭を合計したものを収集対象としている。

注意事項 平成16年以前は、職名別教員数の合計に栄養教諭は含まれない。

参考事項 本務，兼務の区別は、E1301(445ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2403	コンピュータで指導できる教員数 (小学校)	人	3月31日
E3403	コンピュータで指導できる教員数 (中学校)		
E4403	コンピュータで指導できる教員数 (高等学校)		
E5304	コンピュータで指導できる教員数 (盲・聾・養護)		

定義 ここでいうコンピュータで指導できる教員数とは、公立学校における教員のコンピュータ活用等の実態でいう教員のうち、コンピュータで指導できる教員数をさす。

なお、教員数は、当該年度の3月1日現在(予定)における教員数(本務者)から休職・育児休業・事務局等勤務者・日本人学校派遣者等を除いたものである。また、コンピュータで指導のできる教員とは、教育用ソフトウェア、インターネット等を使用してコンピュータを活用した授業ができることをいう。

調査名又は報告書名 学校における情報教育の実態等に関する調査

機関名 文部科学省初等中等教育局参事官

統計調査等の参照番号 72

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2404	コンピュータで指導できる教員率 (小学校)	%	3月31日
E3404	コンピュータで指導できる教員率 (中学校)		
E4404	コンピュータで指導できる教員率 (高等学校)		
E5305	コンピュータで指導できる教員率 (盲・聾・養護)		

定義 コンピュータで指導できる教員率とは、公立学校における教員のコンピュータ活用等の実態でいう教員のうち、コンピュータで指導できる教員率をさす。

なお、教員率は、当該年度の3月1日現在(予定)における教員数(本務者)から休職・育児休業・事務局等勤務者・日本人学校派遣者等を除いた教員率である。また、コンピュータで指導のできる教員率とは、教育用ソフトウェア、インターネット等を使用してコンピュータを活用した授業ができる教員率をいう。

調査名又は報告書名 学校における情報教育の実態等に関する調査

機関名 文部科学省初等中等教育局参事官

統計調査等の参照番号 72

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E25 E35	小学校児童 中学校生徒	人	5月1日

定義 児童，生徒とは，学校基本調査にいう「児童数，生徒数」をさす。これは，5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成されている者である。したがって，休学中の者，観護措置に付されている者，少年院，児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特殊学級の児童・生徒は含まれる。

また，特殊学級が当該学校の敷地内になく，病院や診療所などに設置されている場合でも，その児童・生徒は含まれる。

なお，少年院，児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は含まれない。

これらの児童数，生徒数は，設置者別，学級の編成別などいくつかに分けるが，ここでは，次表に掲げる区分の児童数，生徒数を収集対象としており，このほか児童・生徒数の男女別，公立小学校児童・中学校生徒数の男女別及び小学校1年生の児童数も収集対象としている。

	総数		公立							私立	
			長期欠席児童 (生徒)数			国立	学級の編成別				その他
	合計	病気	不登校	合計	単式		複式	特殊	へき地等 指定校 生徒数		
小学校					-						-
中学校					-						-

なお，長期欠席児童（生徒）は，学校基本調査では次のように定義されている。

長期欠席児童（生徒）とは，当該年3月31日現在の在学者のうち「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により，前年度間に連続又は継続して30日以上欠席した児童（生徒）をいう。これは，理由別に次のように区分されている。

「病気」…………… 本人の心身の故障等（けがを含む。）のため，長期欠席した者

「経済的理由」…… 家計が苦しく教育費を出せないとか，児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

「不登校」…………… 何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない，あるいはしたくともできない状況にある者（ただし，「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）

（続く）

「その他」…………… 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

以上のほか、ここでは、小学校・中学校別就学猶予・免除者も収集対象としている。

この就学猶予・免除者とは、5月1日現在市町村の教育委員会から就学の猶予又は免除を受けている者をいい、外国人は除かれている。4月1日現在の満年齢が6～11歳の者を小学校に、12～14歳の者を中学校に区分している。

参考事項 単式、複式及び特殊学級はE2301(458ページ)を、へき地等指定校はE2101(450ページ)を、また、設置者別、学級の編成別児童数、生徒数の区分、項目符号などは基礎データ項目一覧の36、37ページをそれぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機 関 名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E2601 E3601	小学校帰国子女数 中学校帰国子女数	人	年度計

定義 帰国子女数とは、学校基本調査にいう「帰国子女数」をさす。これは、海外勤務者等の子女で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、前年4月1日から当年3月31日までの間に帰国した児童・生徒をいう。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E37	中学校卒業生	人	3月

定義 ここでいう中学校卒業生とは、学校基本調査にいう中学校における「卒業生数」をさす。これは、当年3月に当該中学校を卒業した者をいい、進路別に高等学校等進学者、専修学校（高等課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者、左記以外の者及び死亡・不詳の者に分けられる。

これらは、同調査によれば次のように定義されている。

- 1 高等学校等進学者とは、高等学校の本科（全日制、定時制、通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び制課、高等専門学校、盲学校・聾学校・養護学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。
- 2 専修学校（高等課程）進学者とは、専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。
- 3 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。
- 4 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。
- 5 就職者とは、上記1から4以外の者で就職した者をいう。
なお、就職とは給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいい、自家自営業に就いた者は含めるが、家事の手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職とはしない。
- 6 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の高等学校等に入学した者及び上記1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。
- 7 死亡・不詳の者とは、卒業者のうち、当年の5月1日までに死亡した者及び上記のいずれに該当するか不明の者をいう。

なお、ここでは中学校卒業生数のほか、上記1のうち高等学校の通信制課程（本科）への進学者を除いた進学者数を中学校卒業生のうち進学者数として、上記2、3及び4を合計したものを中学校卒業生のうち専修学校等入学者数として、上記5に1～4の進学者又は入学者のうち就職している者を加えたものを中学校卒業生のうち就職者数として、それぞれ男女別に収集対象としている。

注意事項 進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者としては扱わない。

（続く）

参考事項 卒業者の具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の37ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E3801	中学生の進学率	%	3月
E380101	中学生の進学率(男)		
E380102	中学生の進学率(女)		

定義 進学率とは、学校基本調査にいう「進学率」をさし、当年3月の中学卒業生(新規)のうち進学者の占める比率をいう。

この進学者とは、次に掲げる学校に進学した者をいい、専修学校、各種学校(予備校等)及び高等学校の通信制課程などへの進学者は含まれない。

高等学校本科(全日制、定時制)及び別科

中等教育学校後期課程本科(全日制、定時制)及び別科

高等専門学校

盲学校・聾学校・養護学校高等部の本科及び別科

なお、この進学者には就職して上記 から へ進学した就職進学者も含まれる。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E3802	中卒者の進学希望者数	人	3月
E380201	中卒者の進学希望者数(男)		
E380202	中卒者の進学希望者数(女)		

定義 ここでいう進学希望者数とは、学校基本調査にいう「高等学校(本科)等への入学志願者数」をさす。これは、当年3月の中学卒業者のうち、高等学校及び中等教育学校後期課程の本科(通信制及び別科は除く。就職して願書を提出した者を含む。)、高等専門学校又は盲学校・聾学校・養護学校高等部の本科(別課は除く)へ願書を提出した者をいう。

注意事項 同一人が2校以上に願書を提出した場合も1名として計上される。例えば、同一人が2校(又は2課程)に入学志願して、そのうち幾つかの学校(又は課程)に合格した場合は、実際に進学した方とし、いずれの学校(又は課程)にも不合格の場合は、第1志望の方とする。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4101	高等学校数	校	5月1日
E410101	高等学校数(国立)		
E410102	高等学校数(公立)		
E410103	高等学校数(私立)		
E410201	高等学校数(全日制)		
E410202	高等学校数(定時制)		
E410203	高等学校数(併置)		

定義 高等学校数とは、学校基本調査にいう「高等学校数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する高等学校の数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立、私立に分けられる。高等学校数を算定するに当たっては、分校も1校とするが通信制の課程のみ設置している学校は除かれる。

ここでは、国立、公立、私立別高等学校数とこれらを合計した高等学校数のほか全日制、定時制、全日制・定時制併置高等学校数も収集対象としている。

参考事項

- 1 「全日制」とは、原則として毎日昼間に授業を行う課程を、「定時制」とは、特別の時間又は時期、即ち夜間・農閑期などに授業を行う課程をいう。また、「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。全日制又は定時制に通信制の課程が設置されている場合は「併置」としない。
- 2 学校教育法第1条及び同法第2条は、E1101(443ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4201	高等学校校地面積(公立)	千㎡	5月1日

定義 校地面積とは、建物敷地（校舎，屋内運動場，寄宿舍及び教職員住宅敷地をいう。），屋外運動場及び実験実習地のすべての面積を合計したものである。

借用分，校舎間の空地，花壇等もここに計上される。

なお，屋外運動場，実験実習地及び建物敷地・その他は次のとおりである。

- 1 屋外運動場とは，フィールド，トラック，諸コート，その他屋外運動場として使用する周囲の部分を用いる。屋上を運動場として若干の設備を施して使用していても，これは屋外運動場とはみなさない。
- 2 実験実習地とは，実験実習に使用する耕地，牧場，演習林等をいう。
- 3 建物敷地・その他とは，屋外運動場及び実験実習地以外の土地をいう。校舎間の空地，花壇，教職員住宅敷地やがけ地等を含む。

注意事項 中学校と高等学校が併設されている場合の校地面積は，専用する部分の校地面積はそれぞれの専用する学校に分けて計上されるが，共用部分については上級学校に計上している。

参考資料名 業務資料
機関名 都道府県

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4202	高等学校校舎面積（公立）	m ²	5月1日

定義 ここでいう校舎面積とは、公共施設状況調にいう「校舎面積」をさす。

この校舎面積は、学校基本調査と同一の定義及び時点で把握されたものである。

なお、学校基本調査で「校舎」とは、普通教室、特別教室、図書室、遊戯室等児童生徒の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、教科外活動等を行う室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科附属室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、階段、昇降口、渡り廊下(腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下は除く。)等の通路部分をいい、屋内運動場及び寄宿舍は含まない。

なお、災害復旧、増改築などに対処するため、一時的に使用している仮設校舎や借用している校舎、建物に固着している部分(出窓、ひさし、濡れ縁の類、非常階段等)及び建物以外の工作物(自転車置場等)は含まれない。

参考事項 中学校と高等学校が併設されている場合の校舎面積の計上については、E4201(471ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調
機関名 総務省自治財政局財務調査課
統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4203	高等学校木造校舎面積（公立）	m ²	5月1日

定義 ここでいう木造校舎面積とは、公共施設状況調にいう校舎の延面積から非木造校舎面積を差し引いたものである。

非木造とはその建物の主要構造部が、コンクリート、コンクリートブロック、煉瓦、石材等木材以外のもので建築されているものをいう。

参考事項 中学校と高等学校が併設されている場合の木造校舎面積の計上については、E4201（471ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4204	高等学校屋外運動場面積（公立）	千㎡	5月1日

定義 屋外運動場面積とは、校地のうち、フィールド、トラック及びテニスコートなどの屋外運動場の面積であり、屋外プールは含まない。

なお、屋上を運動場として若干の設備を施して使用していても、これは屋外運動場とはみなさない。

参考事項 中学校と高等学校が併設されている場合の屋外運動場面積の計上については、E4201（471ページ）を参照のこと。

参考資料名 業務資料

機関名 都道府県

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4205	高等学校屋内運動場面積（公立）	m ²	5月1日
E4206	高等学校屋内運動場保有校数 （公立）	校	

定義 屋内運動場面積とは、屋内で運動を行うための室、これに附属する控室、器具室、便所等及びそれらに附随する玄関、昇降口、渡り廊下（腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下は除く。）等の通路部分をいう。

また、屋内運動場保有校数とは、「屋内運動場設置学校数」をさす。

参考事項 中学校と高等学校が併設されている場合の屋内運動場面積の計上については、E4201（471ページ）を参照のこと。

参考資料名 業務資料

機関名 都道府県

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4207	高等学校プール保有校数（公立）	校	5月1日

定義 プールの保有校数とは、公共施設状況調にいう「学校プール設置学校数」をさす。この学校プールの把握に当たっては、屋内・屋外の別、水面面積の大小は問わない。

なお、ビニール等の簡易な材料を用いて設置するいわゆる簡易プールは含まれていない。

調査名又は報告書名 公共施設状況調

機関名 総務省自治財政局財務調査課

統計調査等の参照番号 90

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4301	高等学校学級数（公立）	学級	5月1日

定義 学級数とは、学校基本調査にいう「学級数」をさす。これは、5月1日現在、教科外活動としてのホームルーム活動を行うために編成されている当該公立校（本科のみ）の学級数である。

ここでは、全日制、定時制の学級数を合算したものを収集対象としている。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4401	高等学校教員数	人	5月1日
E440101	高等学校教員数(男)		
E440102	高等学校教員数(女)		
E4402	高等学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)		
E440201	高等学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(男)		
E440202	高等学校教員数 (養護教諭・養護助教諭)(女)		

定義 教員数とは、学校基本調査にいう高等学校における「本務の教員数」をさし、全日制と定時制を合計したものである。

この本務教員は、原則として辞令の交付を受けたもので、これを職名別にみると、校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師から成る。

なお、休職者、産休者及び育児休業者、並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

ここでは、男女別に、職名別教員数を合計したもの、養護教諭、養護助教諭を合計したものを収集対象としている。

注意事項

- 1 併置校で、全日制と定時制の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ区分されている。
- 2 平成16年以前は、職名別教員数の合計に栄養教諭は含まれない。

参考事項 本務、兼務の区別は、E1301(445ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E45	高等学校生徒	人	5月1日

定義 高等学校生徒とは、学校基本調査にいう「高等学校生徒数」をさす。これは、5月1日現在高等学校の在学者として指導要録が作成されている者を行い、休学中の者及び外国人も含まれる。

この生徒数は、全日制、定時制、通信制別、設置者別、学年別などに区分できるが、ここでは、全日制、定時制、通信制別、設置者別にそれぞれ男女ごとの生徒数を収集対象としている。

なお、高等学校生徒数は、高等学校の全日制及び定時制の生徒数の合計で、専攻科、別科の生徒も含まれるが通信制は除かれる。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の38ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E46	高等学校卒業生数	人	3月

定義 ここでいう卒業生数とは、学校基本調査にいう高等学校における「卒業生数」をさす。これは、当年3月に当該高等学校を卒業した者をいい、進路別に大学等進学者、専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者、一時的な仕事に就いた者、左記以外の者及び死亡・不詳の者に分けられる。

これらは、同調査によれば次のように定義されている。

- 1 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学の（別科）、高等学校（専攻科）及び盲学校・聾学校・養護学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。
- 2 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常「専門学校」と称する。）へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。
- 3 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は、各種学校（予備校等）に入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。
- 4 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。
- 5 就職者とは、上記1から4以外の者で就職した者をいう。
なお、就職とは給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいい、自家自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職したとはしない。
また、県内就職者とは、卒業した高等学校と同一都道府県内の事業所に就職した者をいう。
- 6 一時的な仕事に就いた者とは、高等学校卒業生のうち、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。例えば、アルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者をいう。
- 7 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の大学へ入学した者及び上記1～6に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。
- 8 死亡・不詳の者とは、卒業生のうち、当年の5月1日までに死亡した者及び上記のいずれに該当するか不明の者をいう。

（ 続 く ）

なお，ここでは高等学校卒業生数のほか，高等学校卒業生のうち上記1のうち通信教育部への進学者を除いた進学者数，上記2，3及び4を合計したものを専修学校等入学者数として，上記5に上記1～4の進学者又は入学者のうち就職している者を加えた就職者数及び上記7を男女別に収集対象としている。また，大学等進学者については短期大学進学者数（短期大学本科への進学者）及び大学進学者数（大学学部への進学者）を，就職者については就職者のうち県内就職者を男女別に収集対象としている。

注意事項 進学，入学した者が5月1日までに退学した場合，就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者，入学者，就職者としては扱わない。

防衛大学校，警察学校等「公務員」の身分を有し，俸給の支給される「学校」及び会社の経営する社員教育のための施設に進んだ者は就職者として扱う。

なお，「左記以外の者」については，平成14年度以前のデータには，一時的な仕事に就いた者の数も含まれるが，平成15年度以降のデータには含まない。

参考事項 具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の38ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4701	高校生の進学率		
E470101	高校生の進学率(男)	%	3月
E470102	高校生の進学率(女)		

定義 進学率とは、学校基本調査にいう「進学率」をさし、当年3月の高等学校卒業者（新規）のうち進学者の占める比率をいう。

進学者とは、大学学部、短期大学本科、大学及び短期大学の別科、高等学校及び盲学校・聾学校・養護学校高等部の専攻科に進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいい、専修学校、各種学校、大学及び短期大学の通信教育部、外国の大学及び短期大学、防衛大学校又は警察学校のように公務員の身分を有し、俸給の支給される学校及び会社の経営する社員教育のための施設などへの進学者は含まれない。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E470201	当該県の高校出身者で当該県の大学入学者数	人	5月1日
E470202	当該県の高校出身者で他県の大学入学者数		
E470203	当該県の高校出身者で当該県の短期大学入学者数		
E470204	当該県の高校出身者で他県の短期大学入学者数		
E470205	当該県の高校出身者である大学入学者数		
E470206	当該県の高校出身者である短期大学入学者数		

定義 当該県の高校出身者で当該県の大学（短期大学）入学者数とは、学校基本調査にいう「大学（短期大学）入学者数」のうち、高校を卒業し、出身高校の所在地県の大学（短期大学）へ入学した者をいう。

なお、この大学入学者数とは 大学の所在地によるものと、出身高校の所在地によるものがある。

また、当該県の高校出身者で他県の大学（短期大学）入学者数とは、同調査にいう「大学（短期大学）入学者数」のうち、高校を卒業し、他県の大学（短期大学）へ入学した者をいう。

参考事項 大学（短期大学）入学者数の定義については、E64（492ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4703	高卒者の進学希望者数 (新規高卒者)	人	3月
E470301	高卒者の進学希望者数 (新規高卒者)(男)		
E470302	高卒者の進学希望者数 (新規高卒者)(女)		

定義 ここでいう進学希望者数とは、学校基本調査にいう「入学志願者数」をさし、当年3月の高等学校卒業者のうち、大学学部又は短期大学本科へ願書を提出した者をいう。

なお、同一人が2校(学部・学科)以上に願書を提出した場合も1名として計上される。例えば同一人が2校(又は2課程)に入学志願して、そのうち幾つかの学校(又は課程)に合格した場合は、実際に進学した方とし、いずれの学校(又は課程)にも不合格の場合は、第1志望の方とする。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4801	中等教育学校数	校	5月1日

定義 学校数とは、学校基本調査にいう「学校数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する中等教育学校の数である。

中等教育学校数を算定するに当たっては、分校も1校としてそれぞれ計上される。

ここでは、へき地等指定校数も収集対象としている。

参考事項

参照法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第1条は、E1101（443ページ）を参照のこと。

第51条の2 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して実施することを目的とする。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4802	中等教育学校前期課程学級数 (公立)	校	5月1日
E4803	中等教育学校後期課程学級数 (公立)		

定義 学級数とは、学校基本調査にいう「学級数」をさす。

中等教育学校前期課程学級数(公立)は、5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続を完了している当該学校の学級数である。

中等教育学校後期課程学級数(公立)は、5月1日現在、教科外活動としてのホームルーム活動を行うために編成されている当該学校(本科のみ)の学級数である。

ここでは、全日制、定時制の学級数を合算したものを収集対象としている。

参考事項

参照法令

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第51条の4 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第51条の5 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4804	中等教育学校教員数	人	5月1日

定義 教員数とは、学校基本調査にいう中等教育学校における「本務の教員数をさし、全日制と定時制を合計したものである。

この本務教員は、原則として辞令の交付を受けたもので、これを職名別にみると、校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師から成る。

なお、休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

注意事項 平成16年以前は、職名別教員数の合計に栄養教諭は含まれない。

参考事項 本務、兼務の区別は、E1301（445ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4805 E4806	中等教育学校前期課程生徒数 中等教育学校後期課程生徒数	人	5月1日

定義 生徒とは、学校基本調査にいう「生徒数」をさす。

中等教育学校前期課程生徒数は、5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成されている者である。したがって、休学中の者、観護措置に付されている者、少年院、児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特殊学級の児童・生徒は含まれる。

また、特殊学級が当該学校の敷地内になく、病院や診療所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれる。

なお、少年院、児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は含まれない。

中等教育学校後期課程生徒数は、5月1日現在、在学者として指導要録が作成されている者をいい、休学中の者及び外国人も含まれる。

なお、中等教育学校後期課程生徒数は、中等教育学校後期課程の全日制及び定時制の生徒数の合計で、専攻科、別科の生徒も含まれるが通信制は除かれる。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E4807	中等教育学校後期課程生の進学率	%	3月

定義 進学率とは、学校基本調査にいう「進学率」をさし、当年3月の中等教育学校後期課程卒業生（新規）のうち進学者の占める比率をいう。

進学者とは、³大学学部、短期大学本科、大学及び短期大学の別科、高等学校及び盲学校・聾学校・養護学校高等部の専攻科に進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいい、専修学校、各種学校、大学及び短期大学の通信教育部、外国の大学及び短期大学、防衛大学校又は警察学校のように公務員の身分を有し、俸給の支給される学校及び会社の経営する社員教育のための施設などへの進学者は含まれない。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E5101	盲学校数	校	5月1日
E510101	盲学校数（公立）		
E5102	聾学校数		
E510201	聾学校数（公立）		
E5103	養護学校数		
E510301	養護学校数（公立）		

定義 ここでいう学校数とは、学校基本調査にいう「盲学校、聾学校及び養護学校の数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の学校数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立、私立に分けられる。

また、それぞれの学校は学齢段階別に幼稚部、小学部、中学部、高等部に分けられる。

ここでは、盲学校、聾学校、養護学校について国立、公立、私立を合計した総数及び公立の学校数を収集対象としている。

参考事項 学校教育法第1条、同法第2条及び公立の定義は、E1101（443ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E52	盲・聾・養護学校学級	学級	5月1日

定義 ここでいう学級とは、学校基本調査にいう「盲学校・聾学校・養護学校の学級数」をさす。これは、5月1日現在同意を得て認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続を完了している当該公立校の学級数である。

なお、幼稚部と小学部の1学年を一緒にして学級を編制しているような場合には幼稚部と小学部のそれぞれに1学級として計上する。

また、高等部には、本科、専攻科及び別科のいずれも含める。

ここでは、盲学校・聾学校及び養護学校ごとに幼稚部、小学部、中学部及び高等部別の学級数とこれらを合計した学級数を収集対象としている。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の39ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E53	盲・聾 ^{ろう} 学校・養護学校教員数	人	5月1日

定義 ここでいう教員数とは、学校基本調査にいう公立の盲学校・聾^{ろう}学校及び養護学校における本務の教員数をさす。

この本務教員は、原則として辞令の交付を受けたもので、これを職名別にみると、校長，教頭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭及び講師から成る。

なお、休職者，産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

ここでは、盲学校・聾^{ろう}学校・養護学校ごとに男女別に、職名別教員数を合計したものを収集対象としている。

注意事項 平成16年以前は、職名別教員数の合計に栄養教諭は含まれない。

参考事項 本務・兼務の区別についてはE1301（445ページ）を、また、教員数の具体的な区分，項目符号などは、基礎データ項目一覧の40ページを、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E54	盲・聾 ^{ろう} 学校・養護学校生徒数	人	5月1日

定義 ここでいう生徒数とは、学校基本調査にいう公立の盲学校・聾^{ろう}学校及び養護学校の「在学者数」をさす。これは、5月1日現在公立の当該学校在学者として指導要録が作成されている者をいう。

ただし、1年以上居所不明者は除かれ、また、少年院及び児童自立支援施設に送られている者は在籍者とはされないが、観護措置に付されている者及び上記以外の保護機関に送られている者は在籍者とする。

ここでは、盲学校・聾^{ろう}学校及び養護学校ごとに学齢段階別の在学者数を収集対象としている。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の40ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E5501 E510101	特別支援学校数 特別支援学校数（公立）	校	5月1日

定義 ここでいう特別支援学校数とは、学校基本調査にいう「特別支援学校の数」をさす。これは、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の学校数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立、私立に分けられる。

ここでは、特別支援学校について国立、公立、私立を合計した総数及び公立の学校数を収集対象としている。

参考事項 学校教育法第1条、同法第2条及び公立の定義は、E1101（443ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E5601	特別支援学校学級数（公立）	学級	5月1日
E560101	特別支援学校学級数（幼稚部） （公立）		
E560102	特別支援学校学級数（小学部） （公立）		
E560103	特別支援学校学級数（中学部） （公立）		
E560104	特別支援学校学級数（高等部） （公立）		

定義 ここでいう学級とは、学校基本調査にいう「特別支援学校の学級数」をさす。これは、5月1日現在同意を得（認可を受け）、又は届出をしている等、正規の手続を完了している当該公立校の学級数である。

なお、同学年の児童又は生徒で編成されている学級（幼稚部の場合は、同一年齢の幼児で編成する学級）である単式学級と2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級（幼稚部の場合は2以上の年齢の幼児で編成する学級）である複式学級の合計を収集している。

また、高等部には、本科、専攻科及び別科のいずれも含める。

ここでは、公立の幼稚部、小学部、中学部及び高等部別の学級数とこれらを合計した学級数を収集対象としている。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E5701	特別支援学校教員数(公立)	人	5月1日
E570101	特別支援学校教員数(男)(公立)		
E570102	特別支援学校教員数(女)(公立)		
E5702	視覚障害担当教員数(公立)		
E5703	聴覚障害担当教員数(公立)		
E5704	知的障害担当教員数(公立)		
E5705	肢体不自由担当教員数(公立)		
E5706	病弱・身体虚弱担当教員数(公立)		

定義 ここでいう教員数とは、学校基本調査にいう公立の特別支援学校における本務の教員数をさす。

この本務教員は、原則として辞令の交付を受けたもので、これを職名別にみると、校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師から成る。

なお、休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者も含まれる。

また、ここでいう障害別の教員数とは、学校基本調査にいう担当障害種別教員数(本務者)をさしており、教諭、助教諭、講師の合計値から成る。

参考事項 本務・兼務の区別についてはE1301(445ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E5801	特別支援学校生徒数(公立)	人	5月1日
E580101	特別支援学校生徒数(幼稚部) (公立)		
E580102	特別支援学校生徒数(小学部) (公立)		
E580103	特別支援学校生徒数(中学部) (公立)		
E580104	特別支援学校生徒数(高等部) (公立)		

定義 ここでいう生徒数とは、学校基本調査にいう公立の特別支援学校の「在学者数」をさす。これは、5月1日現在公立の当該学校在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者をいう。

また、少年院及び児童自立支援施設に送られている者は在籍者とはされないが、観護措置に付されている者及び上記以外の保護機関に送られている者は在籍者とする。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E61	短期大学・大学数	校	5月1日

定義 ここでいう学校数とは、学校基本調査にいう「短期大学数、大学数」をさす。これは学校教育法第1条に規定する短期大学及び大学の数で、それぞれの学校（事務局）の所在地により把握される。

ここでは、設置者別の短期大学及び大学を収集対象としている。

参考事項 学校教育法第1条及び公立についてはE1101(443ページ)を、また、学校数の具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の40ページをそれぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E62	短期大学・大学教員	人	5月1日

定義 ここでいう教員とは、学校基本調査にいう短期大学及び大学における教員数をさす。この教員とは、本務者及び兼務者から成り、原則として辞令の交付を受けた者で、学科（短期大学）、学部（大学）所属の教員及び教養部（一般教養）、附属病院、附置研究所等に勤務する教員数である。

ここでは、短期大学及び大学について、男女別、設置者別の本務の教員をそれぞれ収集対象としている。

なお、本務者には外国留学中の者、休職者は含まれるが、名誉教授、通信教育部専任の教員は除かれる。

参考事項

1 本務・兼務の区別

原則として辞令面による。辞令面で区別できない場合は、俸給（給料又はこれに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とし、それ以外は兼務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。また、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とする。同一大学又は短期大学で昼間部と夜間部の両方又は2以上の学部・学科に勤務する者は、いずれか一方を本務とし、他は兼務としない。同一学校法人の大学と短期大学との両方に勤務する者は、学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし、他を兼務とする。（国立大学とその併設短期大学との両方に勤務する者も同様に扱う。）

2 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の40ページをそれぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E63	短期大学・大学学生	人	5月1日

定義 学生とは、学校基本調査にいう「学生数」をさす。これは、5月1日現在、短期大学（本科）、大学（学部）に在籍している学生数である。

なお、外国人学生及び休学者は含まれるが、大学院、専攻科及び別科の学生、聴講生、選科生、研究生、現職教育及び教育職員免許法関係の講習生、通信教育部の学生は除かれる。

ここでは、短期大学及び大学について、男女別、設置者別の学生数を収集対象としている。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の41ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E64	短期大学・大学入学者	人	5月1日

定義 入学者とは、学校基本調査にいう「入学者数」をさし、当該年度に短期大学（本科）、大学（学部）に入学した者で、かつ、5月1日現在在籍する者をいう。都道府県別は短期大学（学科）、大学（学部）の所在県による。

なお、入学者には補欠者は含まれるが、編入学及び一度入学手続をしたにもかかわらず5月1日までに退学、除籍となった者は含まれない。

ここでは、短期大学及び大学について、男女別の入学者数を収集対象としている。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の41ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E65	短期大学・大学卒業生	人	3月

定義 ここでいう卒業生とは、学校基本調査にいう短期大学（本科）、大学（学部）の「卒業生数」をさす。これは、当年3月に短期大学（本科）及び大学（学部）を卒業した者をいい、進路別に進学者、就職者、臨床研修医、一時的な仕事に就いた者、左記以外の者、死亡・不詳の者に分けられる。

これらは、同調査によれば次のように定義されている。

- 1 進学者とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、専攻科、別科のいずれかに進んだ者及び進学し、かつ、就職した者をいう。
- 2 就職者とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。したがって、自家・自営業に就いた者は就職者とみなす。自家・自営業に就いた者とは、継続的に本業として家業に従事する場合である。

なお、夜間部の学生で在学中既に職に就いている者で、卒業後も引き続きその職にある場合は、就職者とする。

- 3 臨床研修医とは、医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者をいい、調査時点の5月1日現在、臨床研修医となることが予定されている者もここに含めている。
- 4 一時的な仕事に就いた者とは、大学、短期大学卒業生のうち、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。例えば、アルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者をいう。
- 5 左記以外の者とは、進学も就職もしていないことが明らかな者をいう。家事の手伝いなどがここに含まれる。
- 6 死亡・不詳の者とは、卒業生のうち、当年の5月1日までに死亡した者及び上記のいずれに該当するか学校で把握していない者をいう。

なお、ここでは短期大学及び大学卒業生数のほか、短期大学及び大学卒業生のうち、進学者数として上記1、就職者数として上記2及び1のうち就職している者を合計したもの並びに上記5を男女別に収集対象としている。

注意事項 進学者は、当年3月に卒業した者のうちの進学者のみの数であり、進学した者で5月1日までに退学した場合は進学者とはされない。

なお、左記以外の者については、平成14年度以前のデータには、専修学校・外国の学校等入学者数も含まれるが、平成15年度以降のデータには含まない。

（続く）

参考事項

- 1 具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の41ページを参照のこと。
- 2 参照法令
医師法（昭和23年法律第201号）（抄）
第16条の2 診療に従事しようとする医師は，二年以上，医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において，臨床研修を受けなければならない。
 - 2 厚生労働大臣は，前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適當であると認めるに至つたときは，その指定を取り消すことができる。
 - 3 厚生労働大臣は，第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは，あらかじめ，医道審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 第一項の規定の適用については，外国の病院で，厚生労働大臣が適當と認めたものは，同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。

歯科医師法（昭和23年法律第202号）

- 第16条の2 歯科医師は，免許を受けた後も，一年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において，臨床研修を行うように努めるものとする。
 - 2 厚生労働大臣は，前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適當であると認めるに至つたときは，その指定を取り消すことができる。
 - 3 厚生労働大臣は，第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは，あらかじめ，医道審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 第一項の規定の適用については，外国の病院又は診療所で，厚生労働大臣が適當と認めたものは，同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E7101	専修学校数	校	5月1日

定義 専修学校数とは、学校基本調査にいう「専修学校の数」をさす。これは、学校教育法第82条の2に規定する専修学校数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立及び私立に分けられる。

なお、分校も1校として計上される。しかし、通信教育の課程（社会教育法により認可されている。）の学校は含まれない。

ここでは、国立、公立及び私立の専修学校を合計したものを収集対象としている。

参考事項

1 設置者別の専修学校

国立の学校とは、国立大学学部附属の専修学校（医療関係のみ）及び文部科学省以外の省庁が設置する専修学校をいう。

公立・私立の学校とは、学校教育法第82条の2に規定する専修学校として認可を受けている学校をいう。

2 参照法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が1年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E7102	各種学校数	校	5月1日

定義 各種学校数とは、学校基本調査にいう「各種学校の数」をさす。これは、学校教育法第83条に規定する各種学校の数で、同法第2条に規定する設置者別に国立、公立及び私立に分けられる。

なお、分校も1校として計上される。しかし、通信教育の課程（社会教育法により認可されている。）の学校は含まれない。

ここでは、国立、公立及び私立の各種学校を合計したものを収集対象としている。

参考事項

1 設置者別の各種学校

国立の学校とは、国立大学学部附属の各種学校（医療関係のみ）をいう。

公立・私立の学校とは、学校教育法第83条第1項に規定する各種学校として認可を受けている学校をいう。

2 参照法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第83条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E7201	専修学校生徒数	人	5月1日

定義 ここでいう専修学校生徒数とは、5月1日現在、専修学校に在籍する生徒数で設置者別、学科別、課程別に分けられる。

なお、これらの生徒数は、昼間部及び夜間部の生徒数を合計したものである。

ここでは、次に示す学科別、課程別の生徒数を収集対象としている。

1 学科別

工業関係.....測量，土木・建築，電気・電子，無線・通信，自動車整備，機械，電子計算機，情報処理，その他

農業関係.....農業，その他

医療関係.....看護，准看護，歯科衛生，歯科技工，臨床検査，診療放射線，はり・きゅう・あん摩，柔道整復，その他

衛生関係.....栄養，調理，理容，美容，その他

教育・社会福祉関係.....保育士養成，教員養成，その他

商業実務関係.....商業，経理・簿記，タイピスト，秘書，経営，その他

服飾・家政関係.....家政，家庭，和洋裁，料理，編物・手芸，その他

文化・教養関係...音楽，美術，デザイン，茶華道，外国語，演劇・映画，写真，通訳・ガイド，受験・補習，その他

2 課程別

高等課程.....中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程

専門課程.....高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程

一般課程.....特に入学資格を定めない課程

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の42ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E7202	各種学校生徒数	人	5月1日

定義 ここでいう各種学校生徒数とは、5月1日現在、各種学校に在籍する生徒数で設置者別、課程別に分けられる。

なお、これらの生徒数は、昼間部及び夜間部の生徒数を合計したものである。

ここでは、以下に示す課程別の生徒数を収集対象としている。

課程別

工業関係.....測量，土木・建築，電気・電子，無線・通信，自動車整備，機械，電子計算機，情報処理，その他

農業関係.....農業，その他

医療関係.....看護，准看護，歯科衛生，歯科技工，臨床検査，診療放射線，はり・きゅう・あん摩，柔道整復，その他

衛生関係.....栄養，調理，理容，美容，その他

教育・社会福祉関係.....保育士養成，教員養成，その他

商業実務関係.....商業，経理・簿記，タイピスト，秘書，経営，その他

家政関係.....家政，家庭，和洋裁，料理，編物・手芸，その他

文化・教養関係...音楽，美術，デザイン，茶華道，外国語，演劇・映画，写真，通訳・ガイド，その他

その他.....予備校，学習・補習，自動車操縦，外国人学校，その他

参考事項 具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の42ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 学校基本調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 7

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E81	在学者1人当たり学校教育費	円	年度計

定義 在学者1人当たり学校教育費とは、地方教育費調査にいう「学校種類の在学者1人当たり学校教育費」をさす。学校教育費には下記の項目が含まれる。また、財源としては、国庫補助金、都道府県支出金、市町村支出金、地方債及び寄付金（公費に組み入れられたもの及び組み入れられないもの）から成る。

ここでは、公立の幼稚園、小学校、中学校、盲・聾・養護学校、高等学校（全日制課程）、高等学校（定時制課程）、高等学校（通信制課程）、専修学校、各種学校及び高等専門学校にかかる在学者1人当たり学校教育費の総額を収集対象としている。

学校教育費の内訳

A 消費的支出

1 人件費

- a 本務教員給与
- b 兼務教員給与
- c 事務職員給与
- d その他の職員給与
- e 共済組合等負担金
- f 恩給費等
- g 退職・死傷手当

2 教育活動費

3 管理費

- a 維持費
- b その他の管理費

4 補助活動費

5 所定支払金

B 資本的支出

1 土地費

2 建築費

3 設備・備品費

4 図書購入費

C 債務償還費

(続く)

参考事項 具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の42ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 地方教育費調査

機関名 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

統計調査等の参照番号 44

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E91	最終学歴人口	人	10月1日

定義 ここでいう最終学歴人口とは、国勢調査にいう「卒業者（学校を卒業して、現在在学していない人）を最終卒業学校の種別・年齢5歳階級別・男女別に区分した人口」をさす。

この場合の学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校及び養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などはここでいう学校には含まれない。

最終卒業学校は次ページのとおり区分されている。

ただし、ここでの最終学歴人口（小学校・中学校・高小）は、国勢調査にいう最終卒業学校の種類の「小学校・中学校・高小」に「旧青年学校」を加えたものである。

なお、中途退学した人はその前の卒業学校を最終卒業学校としている。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の42ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 国勢調査

機関名 総務省統計局統計調査部国勢統計課

統計調査等の参照番号 1

（続く）

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校	小学校，中学校，盲学校・聾 ^{ろう} 学校・養護学校の小学部・中学部，国民学校の初等科・高等科，尋常小学校，高等小学校，逡信講習所普通科
高等・旧中 ¹⁾	高等学校，准看護師養成所，盲学校・聾 ^{ろう} 学校・養護学校の高等部，旧制の中学校，高等女学校，実業学校，師範学校（予科・一部・二部），鉄道教習所（中等部・普通部），逡信講習所高等科，陸軍幼年学校，海軍甲乙種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学，高等専門学校，都道府県立農業講習所，看護師養成所，旧制の高等学校，大学予科，専門学校，高等師範学校，青年学校教員養成所，図書館職員養成所，高等逡信講習所本科，陸軍士官学校，海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学，大学院

1) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの），大学入学資格検定規定による試験の合格者，専修学校高等課程（中学卒を資格とする修業年限3年以上のもの），実業学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。

2) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの），専門学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。

3) 水産大学校及び気象大学校大学部（新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの），高等試験合格者等を含む。

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E92	在学者	人	10月1日

定義 ここでいう在学者とは、国勢調査にいう「現在在学中の人を在学する学校の種類別、男女別に区分した人口」をさす。

なお、学校についての定義は、E91（501ページ）を参照のこと。

参考事項 具体的な区分、項目符号などは、基礎データ項目一覧の44ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 国勢調査

機関名 総務省統計局統計調査部国勢統計課

統計調査等の参照番号 1

項目符号	項目名	単位	時点又は期間
E93	未就学者	人	10月1日

定義 ここでいう未就学者とは、国勢調査にいう「未就学者数」で、在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人をさす。

ここでは、未就学の種類別（幼稚園，保育園・保育所，その他），男女別の未就学者を収集対象としている。

参考事項 具体的な区分，項目符号などは，基礎データ項目一覧の45ページを参照のこと。

調査名又は報告書名 国勢調査

機関名 総務省統計局統計調査部国勢統計課

統計調査等の参照番号 1